

大月町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

大月町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて.....	7

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、令和8年4月に施行する「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という）を踏まえ、学校の働き方改革を進めるための指針にある「業務の3分類」に沿って整理するものである。本町の教育振興基本計画の一つである「学校教育の充実」を進めるうえで、働きやすい職場づくりや活力ある教職員を育成するために策定するものであり、教職員の健康を守り、環境を整えることで、本町教育の向上・発展に繋げることを目的とする。

(2) 本町の現状

本町では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、働き方改革で示されている「勤務時間外在校時間等時間の上限等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均(時間)	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	27.37	8 %	0 %
中学校	52.14	57 %	22 %

状況から 時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校で57%と多くなっている。

部活動や校務分掌などの業務の負担が大きく、また個人による能率差が時間外在校時間等を増やす結果となっており、部活動の地域展開やチーム学校の取り組みを進めることによって時間

的余裕を創出することが必要である。こうしたことを踏まえ、給特法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- 1年間における時間外在校等時間の合計を360時間以内程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 令和8年度より「ストレスチェック」を実施する

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を20%以下までにする。

ストレスチェックにおける健康リスクの値を10以下とする。

ストレスチェックにおける仕事に対する満足度80%以上にする。

年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【令和6年度15日】

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

・地域学校協働本部と連携して、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

・放課後から夜間における見回りについては、地域学校協働本部事業（スクールガードリーダー）で行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

・給食費等の学校徴収金について、公会計化を実施する。

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

・令和11年度までに、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

○ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る

事務負担を軽減する。

・学校事務や教員の業務負担を軽減するために、学校支援員をできるだけ配置する。

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)

・学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において管理する。

○部活動(「3分類」③関係)

・令和11年度末までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員をできるだけ配置する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内支援会議を毎月行い、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携を図り、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・十分な効果が見込めない活動等の見直しや、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた「校務 DX に取り組んだことによって、教職員の働き方の改善に効果がたと思いますか」の項目でそう思うと答える割合を90%~100%にする。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能については、必要に応じて検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。(原則退校時間20時まで)
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇について、連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月3回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について令和8年度中に検討を始める。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため学校の教育職員の在校等時間の状況を毎月把握し、具体的処置の取り組み状況などについて定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。また、毎年町のホームページにて公表をする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している Groupware の出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう定例校長会をはじめ、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化する。
- ・学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置計画の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。